奈良県告示第八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年五月二十七日

奈良県知事　荒　井　正　吾

指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者			訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所		廃止した居宅サービスの種類	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
一般財団法人信貴山病院	生駒郡三郷町勢野北四丁目一三丁目一		ハローケア訪問看護ステーションしぎさん	生駒郡三郷町立野南二丁目一九丁目三三	訪問看護、居宅介護支援事業及び介護予防訪問看護	平成二十六年三月三十一日
一般財団法人信貴山病院	生駒郡三郷町勢野北四丁目一三丁目一		ハローケア訪問看護ステーションしぎさん	香芝市瓦口二丁目一八〇番地グランメール香芝二〇二	訪問看護及び介護予防訪問看護	平成二十六年三月三十一日